

## ○問題行動等に対する生徒指導についての基本的な考え方

(鳥取県教育委員会ガイドラインより抜粋)

生徒指導が一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であることを鑑み、全ての生徒にとって個々の人格のよりよき発達と学校生活が有意義なものとなるよう適切な生徒指導を行うものとする。

1. 学校の教育活動全体を通して、人としての生き方の指導はもとより、集団生活をする上での基本的な生活習慣の確立を図るとともに、社会のルールの順守やマナーの向上等、規範意識や倫理観、公共心の醸成に努める。また、学校の教育方針・指導方針等について、生徒や保護者等に十分に説明し、理解と協力を得る。
2. 教育相談担当教職員等を中心として、校内における教育相談体制の充実を図り、保護者等及び関係機関等との連携を密にすることで、生徒の理解に努めるとともに、生徒指導部等を中心として、校内における指導体制の充実を図ることで、生徒の問題行動の予防に努める。
3. 生徒の問題行動の発生に関しては、事実確認の徹底を図るとともに、該当の生徒及び保護者に対し十分な弁明の機会を保障し、生徒の人権や個人情報の保護に配慮しながら、公正、的確、また毅然とした対応を行う。
4. 生徒の問題行動の兆候を見逃すことなく、全教職員の共通理解のもと、早期に適切な対応を行うことで、再発及び問題行動等の拡大防止に努める。
5. 指導に当たっては、生徒の問題行動の軽重にかかわらず、いかなる場合も教育的観点から生徒の立ち直りを期して指導を行うとともに、指導後も該当生徒への対応に十分配慮する。

## ○懲戒処分や教育的指導の実施に関する留意事項

1. 問題行動等を起こした生徒への指導方法等を決定するまでの期間において、該当の生徒に対して適切な対応を行うとともに、個人情報の保護に十分留意し、該当の生徒が憶測や噂等により人権を侵害されることがないようにする。
2. 問題行動を起こした生徒への指導方法等を検討する際、必要に応じて、保護者等の理解を得て該当の生徒を若干の日数に限り自宅に留めておく措置を行うことができる。
3. 生徒の問題行動等の事実関係及び該当の生徒等の意見等をもとに、指導方法等について十分に検討・協議する。その際、必要に応じて教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関等の意見も参考にする。
4. 職員会議や生徒指導委員会等での協議をもとに、最終的に、校長が教育的観点から生徒の立ち直りを期した最良の指導方法等を選択する。
5. 教育的指導は、保護者等の理解と協力のもとに実施する必要がある。例えば、解除基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が、該当の生徒及び保護者等に十分な説明がないままになされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならない。
6. 教育的指導は、その実施が、原級留置や中途退学の直接的原因となることがないように留意する。
7. 教育的指導の自宅謹慎は、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合のみ行うことができる。
8. 懲戒処分や教育的指導が複数の生徒に及ぶ場合には、個々の状況にあった措置を行うとともに、不公平感が生じることがないように留意する。
9. 懲戒処分の退学又は教育的指導の自主退学については、該当の生徒及び保護者等の考えや意向を正確に把握し、該当の生徒の状況に応じ教育的観点から生徒の立ち直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合に限り行うこととし、学校問題に関する法律相談窓口を活用するなどの対応を行った上で、慎重に決定する。
10. 懲戒処分や教育的指導の内容の告知については、校長が該当の生徒及び保護者等に対して行う。その際、内容及び理由等を十分に説明し、反省を促す。
11. 懲戒処分の退学又は教育的指導の自主退学に当たっては、生徒のその後の進路等について相談に乗るとともに必要に応じて関係機関を紹介するなど適切な指導を行う。なお、「鳥取県公立高等学校学び直し支援金」については確実に紹介すること。
12. 懲戒処分の訓告・停学・退学を行う場合は、告知とともに文書でも通知することとし、校長は速やかに県教育委員会に報告すること。
13. 懲戒処分の停学の解除及び教育的指導の解除については、その指導内容、生徒の生活状況、反省の様子、保護者等の考え等を踏まえ、職員会議や生徒指導委員会等で十分に協議し、校長が決定する。また、解除の告知は、校長が街頭の生徒及び保護者等に対して行うものとする。

## 鳥取県立鳥取中央育英高等学校問題行動等に対する生徒指導規程（ガイドライン）

### 1 生徒指導の目的

生徒指導は一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。基本的生活習慣の定着を努めるとともに、社会のルールやマナーの遵守についての指導を行い、規範意識や倫理観を身に付けさせることに努める。

### 2 生徒指導の基本方針

- (1) しっかりと生徒理解を行い、学級担任、学級副担任、教科担任、部活動顧問など全教職員と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てる。
- (2) 学級担任を中心として日頃から学校の教育観念・教育目標や指導方針等について生徒、保護者へ説明するとともに、生徒の状況等について保護者に連絡し理解を得る。
- (3) 生徒に対し、懲戒または教育的指導の措置をとるときには、「生徒指導等に関するガイドライン」（令和3年3月23日付第202000331667号高等学校課長通知）に定められた指針等に留意しながら、生徒の内省を促し、効果的なものとなるように行う。

### 3 基本的生活習慣に関わる生徒指導

#### (1) 頭髮

##### ア 基本事項

- (ア) 見苦しくなく、不快感を与えないものとする。
- (イ) そのまま面接試験等に対応できる頭髮とする。

##### イ 禁止事項

不必要な加工は禁止する。  
(染色・脱色・パーマ・カール・エクステンション等の加工)

#### (2) 服装等

##### ア 基本事項

- (ア) 登下校時及び校内では、制服を着用すること。(休業日に部活動で登校する際は、制服又は部活動のジャージを着用すること)。
- (イ) スカート丈は、裾が膝にかかる程度のものとする。また、ソックスは黒・紺・白・灰色を基調とする。ただし、ストッキングは黒又はベージュで柄はなしとする。
- (ウ) 冬服着用期間は、原則4月1日～5月31日と10月1日～3月31日とする。  
学校指定の制服を着用する。但し、気候に応じて移行期間を設ける。
- (エ) 夏服着用期間は、原則6月1日～9月30日とする。学校指定のポロシャツ・学校指定の長袖シャツを着用する。但し、気候に応じて移行期間を設ける。

##### イ 禁止事項

- (ア) ズボンの裾を引きずらない。また、裾を折ったりしない。
- (イ) スカートを腰部で折り曲げたり、ベルトで止めることは認めない。
- (ウ) ピアス類（透明なものも含め）指輪、ネックレス等装飾品は認めない。  
(但し、医療用磁気ネックレス等は可とするが、服の下にしまう)
- (エ) 化粧（色つきリップも含む）並びにマニキュア等は認めない。
- (オ) 靴以外の履き物で登校することを禁止する。(怪我等の場合を除き)
- (カ) 膝掛けについては、教室内においてのみ使用を認め（考査時は使用禁止）、それ以外は原則禁止する。(気温により集会や講演会等で体育館での使用あり)

#### (3) 頭髮・服装の指導等

- ア 毎月、全学年服装確認を実施する。
- イ (2)イの禁止事項で違反があった場合は、別日に再指導を実施し改善させる。
- ウ 再指導で改善が見られない場合は保護者に連絡の上、改善するよう指導する。

#### (4) 遅刻指導

ア 8時30分のチャイムが鳴り始まる前に所属の教室内にいない場合、遅刻とする。

(ア) 遅刻した場合は、「遅刻届」を渡し、担任（担任不在の場合は該当学年の教員）、生活指導部教員の順に確認し指導を行う。この指導は、その日のうちに完了させる。

(イ) 学期内に6回に達した場合は、加えて教頭も指導を行う。

学期内で6回を超えた場合、長期休業中に学年団で「特別指導」を行う。

（教務規程・補完事項第8章記載）

(ウ) 生活指導部確認（遅刻確認簿と照らし合わせ、遅刻した生徒が全ての指導を受けたか確認する。未提出の場合は、翌日担任を通じて提出するように指導する。）

イ 遅刻者は、以下のとおり「遅刻届」による指導を受ける。

|              |                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------|
| 遅刻 1～5 回目／学期 | 「遅刻届」を用いて指導する。                                  |
| 遅刻 6 回目／学期   | 「遅刻届」（多遅刻用）を用いて指導した上で、担任が保護者に連絡を入れ家庭での指導をお願いする。 |

ウ 通院などの疾病による遅刻は、保護者から連絡がある場合に限り、「遅刻届」による指導の対象としない。

エ その他、特別の事情等によるものについても、指導の対象としない。

#### (5) スマートフォン・携帯電話等の使用

##### ア 基本事項

- ・スマートフォン・携帯電話は、電源を切り、個人ロッカーで貴重品として管理する。
- ・校舎内での使用は禁止する。但し、パンの購入や教職員の許可、指示があれば使用してもよい。
- ・クロムブックについては授業教材（文房具）として使用し、その目的以外で使用しない。

##### イ 指導対応の流れ（授業中、自習中の使用で違反した場合）

|        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 1 回目   | 担任が預かり、その日の放課後に返却する。保護者へ家庭連絡を入れる。家庭連絡票（※1）を使用し指導する。         |
| 2 回目   | 担任が預かり、その日の放課後に返却する。保護者へ家庭連絡を入れる。保護者召喚の上、学年団・生活指導部による指導を行う。 |
| 3 回目以降 | 担任が預かり、その日の放課後に返却する。保護者へ家庭連絡を入れる。生徒指導委員会を開催し、指導を入れる。        |

※指導の方法（一定の期間、担任が日中預かるなど行い、依存状態を改善させる）

##### ウ 指導対応の流れ（休憩時間中に使用していた場合）

休憩時間中に以下のような行為を見られた場合には、「スマホをしまうように」注意する。

|      |                                                |
|------|------------------------------------------------|
| 注意事項 | 歩きスマホ 手に持った移動 動画や音楽を流す行為<br>昼食中のスマホ使用 写真や動画の撮影 |
|------|------------------------------------------------|

（※1）家庭連絡票は、スマートフォンを返却時に生徒へ渡し、保護者にコメントを記入してもらい担任・学年団に提出する。

#### (6) 外出等

ア 無断外泊は禁止とする。やむを得ない外泊については、保護者間で連絡を取り合い双方合意の上で外泊するものとする。

イ 午後10時以降の外出は禁止とする。やむを得ず午後10時以降に外出する場合は、保護者同伴とする。

（午後11時以降は「深夜徘徊」として警察等の指導対象となる。）

ウ 風俗営業・パチンコ店・公共ギャンブル施設への出入りは禁止する。

エ カラオケボックスやゲームセンターへの入場は禁止しないが、自粛する。

（中部地区指導連申し合わせ事項）

#### (7) その他

ア 貴重品については、不要な現金等を持ってこない。持ってきた場合については、個人ロッカーで管理し、管理できない場合については担任等に預ける。

（現金を預かる場合は、必ず金額を確認してから預かること：部活動・検定料など）

イ 音楽プレーヤー類・雑誌・漫画等、学業に不要なものは持って来ない。

（校内での使用が発覚した場合には、不要物として取り扱い指導します。）

#### 4 アルバイトに関する生徒指導

##### ア 基本事項

アルバイトは原則禁止とする。ただし、やむを得ず必要とするもので以下の条件を満たしている場合、職員会議で判断し決定する。

##### イ アルバイト許可条件

- (ア) 保護者からやむを得ない理由（経済的理由等）による要請があること。
- (イ) 原則、長期休業中であり、かつ長期休業中全期間にわたらないこと。  
（長期休業中に限定、休業期間中の指定の日数以内）
- (ウ) アルコールを扱う職種や風俗営業や接待をするような職種でないこと。
- (エ) 1日の労働時間は8時間以内とし、夜間の仕事（19時まで）でないこと。
- (オ) 雇用主との協約書がとれること。
- (カ) 学業成績が不良（観点別評価 CCC 又は評定 1）でなく、学校生活も生活指導上問題等がないこと。

##### ウ 無断アルバイトに対する指導

学校の許可を受けずにアルバイトをした場合、生徒指導委員会で指導措置を決定する。

#### 5 交通安全に関する生徒指導

##### (1) 通学関係

##### ア 基本事項

- (ア) 車での送迎の際は、乗降は原則敷地外で行う。（怪我や病気等の場合は除く）
- (イ) 自転車で通学する場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）並びに鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）を遵守すること。
- (ウ) 自転車損害賠償保険等に参加の上、乗車用ヘルメットをかぶるなど安全対策に努めること。（鳥取県支え愛交通安全条例）
- (エ) 自転車通学を希望する生徒は、必ず「自転車通学許可願」を提出した上で、購入したステッカーを自転車に添付するものとする。

##### イ 自転車に関する主なルール

|      |                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 留意点  | ・車道の左側端通行が原則（歩道や進路左側の路側帯の通行は例外）<br>・一時停止標識のある交差点では一時停止                                                      |
| 禁止事項 | ヘルメットの未着用、無灯火、並進、傘差し、二人乗り、信号無視<br>ヘッドフォン・イヤホン等の使用<br>自転車運転中のスマートフォン・携帯電話の使用<br>有効なブレーキや警笛器（ベル）を備えていない自転車の使用 |

※ヘルメットの未着用の場合は、生徒へ注意を行い保護者へ着用の協力をお願いする。

##### (2) 運転免許取得について

##### ア 基本事項

普通乗用自動車運転免許並びに原付二輪免許、自動二輪免許の取得については原則認めない。

##### イ 許可条件

##### (ア) 普通免許取得の条件について

- 普通免許取得の為の自動車学校への通学は3年生の卒業判定会議後の特別時間割期間とする。
- 教務規定で卒業・単位認定にかかる成績不良及び時間数不足者並びに特別指導にかかる遅刻者については、指導などを優先する。
- 学校徴収金等未納者については、完納するまで許可しない。
- 通学は原則として進路決定者に限る。
- 夜間コース（午後7時以降）の通学は認めない。
- 自動車学校の実技卒業証明書は、卒業式終了後に本人へ渡す。
- 免許センターでの学科試験は、卒業式以後に受験する。
- 入校後、生活指導上問題が生じた場合には、その段階で通学を中断し、改善・反省後に再開する。
- 合宿での免許取得は認めない。

##### ②原動機付自転車（以下原付）免許取得の条件について

- 免許の取得については学校が認めた16歳以上の生徒に限る。

- 公共の交通機関が利用できない遠距離等の理由ため、通学が困難であると認めた者。
- 原付での通学は最寄りの駅までとする。
- 通学以外での原付の使用は認めない。
- 適法・安全な使用ができない場合は、原付通学を取り消す。運転免許証は保護者が責任を持って管理する。

## 6 問題行動に対する生徒指導

校則違反（テストにおける不正行為を含む）や不良行為・犯罪行為（窃盗、暴力、わいせつ行為、いじめ等）を問題行動とし、問題行動に対して必要な「懲戒」若しくは「教育的指導」を行うものとする。

### （１） 懲戒

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学がある。（その他訓告もある）  
 〈懲戒の要件（例）〉

|    |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為・犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立ち直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合</li> <li>・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合</li> <li>・教育的視点から生徒の立ち直りを期して正当の理由がなくて出席常でない場合</li> </ul> |
| 停学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動を繰り返す場合</li> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動の結果に重大性が認められる場合</li> </ul>                                                                                                                                   |

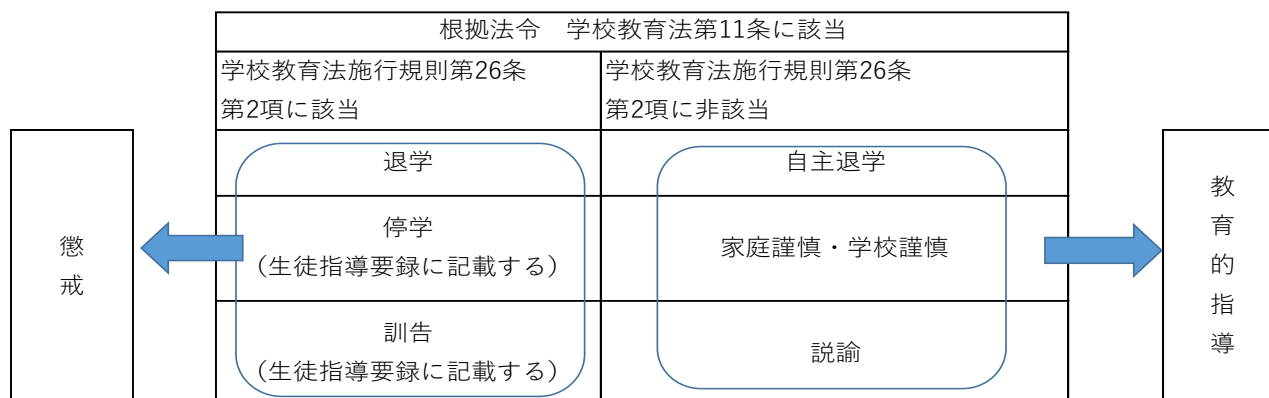
### （２） 教育的指導

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わない教育的指導として、自主退学、謹慎（家庭謹慎、学校内謹慎）、校長による説諭等がある。

〈教育的指導の要件（例）〉

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主退学の許可        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為・犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立ち直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合であって生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出があり、学校長がこれを認める場合</li> <li>・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合</li> <li>・教育的視点から生徒の立ち直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合</li> </ul> |
| 別室指導<br>（家庭を含） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 説諭             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校則違反等の問題行動が認められ、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### (3) 懲戒と教育的指導の関係



### (4) 問題行動に対する、教育的指導の標準的な量定等

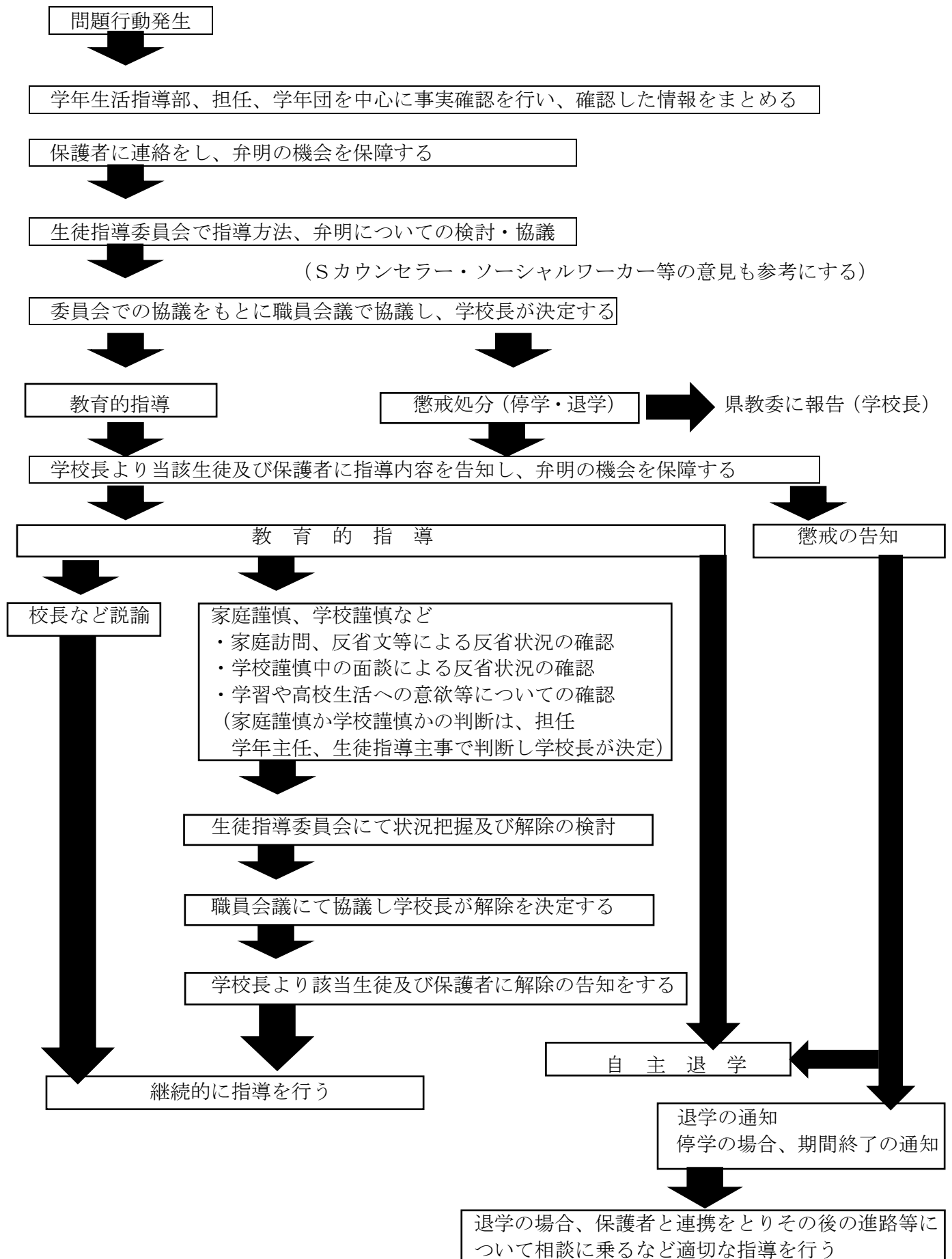
問題行動に対する、教育的指導の標準的な量定は、以下の表のとおりとする。なお、問題行動を行った生徒の反省状況や保護者の理解や協力、その他支援体制等に応じて教育的指導を行う場合には、下記の量定を参考にしながら、謹慎期間等を決定する。

| 問題行動                | 量定         | 問題行動                               | 量定         |
|---------------------|------------|------------------------------------|------------|
| 窃盗・万引き              | 謹慎 5～7 日程度 | 交通規則違反                             | 謹慎 1～5 日程度 |
| 暴力・威圧行為等(対教員含む)     | 謹慎 5～7 日程度 | 暴言や授業・自習を妨害する行為(対教員含む)             | 謹慎 1～3 日程度 |
| 身体接触を伴うわいせつ行為及び盗撮行為 | 謹慎 5～7 日程度 | 占有離脱物横領                            | 謹慎 1～3 日程度 |
| わいせつな言動(セクハラ行為)     | 謹慎 5～7 日程度 | 禁止されている場所への出入り                     | 謹慎 1～3 日程度 |
| インターネット等不適切利用       | 謹慎 3～5 日程度 | 禁止事項(服装・頭髮・化粧・装飾等)を複数回にわたり指導を受ける行為 | 謹慎 1～3 日程度 |
| 飲酒・喫煙               | 謹慎 3～5 日程度 | テストにおける不正(スマホ・携帯所持行為)              | 校長注意       |
| 不正乗車                | 謹慎 3～5 日程度 | 運転免許無断取得                           | 校長注意       |
| テストにおける不正(カンニング行為)  | 謹慎 3～5 日程度 | 無断アルバイト                            | 校長注意       |
| 器物損壊                | 謹慎 3～5 日程度 |                                    |            |

表は、あくまで代表的な問題行動に対する教育的指導の標準的な量定を例示したものであり、過去の指導歴や、問題行動に至った動機、その態様(組織性があるか、継続性があるか等)問題行動による被害等の結果の程度、他の生徒への影響等によっては、退学を含め、上記の量定を加重する場合がある。場合によっては、上記期間終了後もSC等の面接の継続を求めることもある。

上記量定において例示されていない問題行動については、上記の量定を参考にしながら、個別具体的に決定する。

## 問題行動の手順



## 服装容儀に関する規定（全学年共通）

鳥取県立鳥取中央育英高等学校

1. 服装は、その人の人格・教養の表れであることを理解し、高校生らしく、常に清潔で端正なものとするように心がけること。
2. 以下の基準をもとに毎月点検をおこない規則が守られるように努める。
3. 本校生徒として気品のある容儀となるようにすること。

| 項 目                        |                         | 内 容                                                                                                                                                              |
|----------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 服<br><br><br><br><br><br>装 | 冬 服<br>(学校指定)           | 冬服着用期間：4月1日～5月31日、10月1日～3月31日<br>(1) 制服は学校指定のものを着用する。<br>(2) プレザーはネクタイまたはリボンを必ず着用する。<br>(3) 制服以外の通学は原則として禁止する。(コート・防寒着の着用可)                                      |
|                            |                         | 更衣移行期間：更衣時期の前後2週間程度とする。<br>(1) 冬服・夏服の規定にあったものを選択して着用する。<br>・校内ではノープレザーも可とするが、プレザー着用時にはネクタイ着用とする。<br>(2) 制服以外の通学は原則として禁止する。                                       |
|                            |                         | 夏服着用期間：6月1日～9月30日<br>(1) 学校指定のポロシャツを着用する。<br>(2) ネクタイ及びリボンは着用しなくても良い。<br>(3) 制服以外の通学は原則として禁止する。<br>(4) インナーシャツは原色や柄が華美でないものとする。<br>(5) 必要に応じて、学校指定の長袖シャツの着用も認める。 |
|                            | スラックス<br>スカート<br>(学校指定) | (1) スラックス・スカートは学校指定のものを着用する。<br>(2) スラックスの裾の長すぎるものは禁止する。<br>(3) スカートの丈は膝にかかる程度とし、ウエスト部分を折り込まないこと。                                                                |
|                            | 防寒具                     | (1) 華美でないものとする。<br>(2) セーター、カーディガンは着用可。ただし、上着の外に出さないこと<br>(3) 校内で体操服を防寒具の代用にすることは禁止する。<br>(4) 通学時は、マフラー・ネックウォーマーの着用を認める。                                         |
|                            | 靴 下<br>ストッキング           | (1) 靴下は黒・紺・白・灰色を基調とする。<br>(2) ストッキングは黒・ベージュで柄なしとする。                                                                                                              |
|                            | 頭 髪                     | (1) 前髪は目にかからないようにすること。<br>(2) 肩より長い髪は結束するのが望ましい。髪止め等の色は華美でないもの。<br>(3) パーマや染色、アイロン加工またはこれに類するものは禁止する。                                                            |
| 履<br>物                     | 上 靴<br>(学校指定)           | (1) 学校指定のスリッパとする。<br>(2) 体育館では指定された体育用シューズを使用し、校舎内で体育用シューズを使用しない。                                                                                                |
|                            | 下 靴                     | (3) 華美なもの、サンダルは通学用として認めない。                                                                                                                                       |
| アクセサリ                      |                         | (1) 指輪・ブレスレット・ネックレス・ピアス等の装飾品は一切認めない。<br>(2) 化粧(口紅、アイシャドー、マスカラ、つけまつげ、ファンデーション、ファンデーション入り日焼け止めクリーム、カラーリップ、マニキュア等)、またはこれに類するものは一切認めない。<br>(3) 色つき眼鏡・カラーコンタクトは認めない。  |
| その他                        |                         | (1) 生徒証明書は常時携帯する。<br>(2) 校内での異装は届ける。<br>(3) 腕には腕時計以外のものをつけない。(ミサンガ等)<br>(4) ひざ掛けは校内規定に従って使用する。(腰に巻いて歩かない)                                                        |